

## こども植物園・児童遊園地特記仕様書

## 1 概要

所在地	1 こども植物園:南区六ツ川3-122 2 児童遊園地:保土ヶ谷区狩場町213
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>1 こども植物園</p> <p>昭和 30 年に植物遺伝学者の木原均博士が財団法人木原生物学研究所を、当地に移転し、横浜市は昭和 45 年3月にその一部を公園用地として購入しました。当初は横浜市教育委員会が、児童・生徒の理科学習や教職員の野外研修所「子供自然教育園」として使用し、その後、中央教材園分園として活用していました。</p> <p>昭和 49 年に教育委員会から緑政局へ管理が移管され、昭和 51 年都市緑化植物園として都市計画決定を受けて公園整備を行いました。そして、昭和 54 年6月 23 日に国際児童年を記念し、</p> <p>(1) 植物の収集・展示と緑化思想及び技術の普及啓もう</p> <p>(2) 都市緑化植物園及び自然植物園</p> <p>(3) 児童・生徒の教材園</p> <p>の機能を持つ植物園として開園しました。また、博物館類似施設であり、都市緑化植物園でもあります。</p> <p>園内では、花木や果樹、シダ、竹等多種多様な植物が栽培展示されています。</p> <p>平成 22 年度からの指定管理者制度導入とともに、バラ園を整備しました。また、第2期指定管理期間に管理ほ場の温室の一つを撤去し、露地に変更しました。</p> <p>2 児童遊園地</p> <p>学制 50 周年事業として、大正 11 年から本公園整備運動が始まり、これが由来となり、整備を実施し公開されました。しかし、戦後の接収により英連邦墓地として使用され、昭和 32 年から隣接地を買収して整備を再開し、昭和 55 年に再公開されました。また、広域避難場所に指定されています。</p> <p>※指定管理者制度導入以前に詰所として使用していた建物を、倉庫等に利用しています。平成 30 年度には、横浜市がサクラ林と小広場を整備しています。</p>
面積	1 こども植物園：約 3 ha (植物園) 2 児童遊園地 (指定管理区域)：約 8 ha (風致公園)
有料施設	両公園ともなし
付帯設備	1 こども植物園：管理棟、展示研修館、標本館、温室、樹林地、花壇、駐車場等 2 児童遊園地：自由広場、竹林、梅林、花壇、遊具、駐車場等
電気設備等	<p>1 こども植物園</p> <p>(1) こども植物園管理棟・研修展示館</p> <p>ア 面積 840m<sup>2</sup></p> <p>イ 主要施設 事務室、更衣室、倉庫、トイレ等</p> <p>(2) 標本館</p> <p>ア 面積 270m<sup>2</sup></p> <p>イ 主要施設 事務室、標本保存室、倉庫、トイレ等</p> <p>(3) 負荷設備 分電盤2面</p> <p>(4) 園内灯設備</p>

	<p>ア HL(200W) 14基</p> <p>イ LED(55W) 2基</p> <p>(5) 高圧受変電設備（電気室）</p> <p>ア 屋内キューピクル3面（高圧盤1面、低圧配電盤2面）</p> <p>イ 動力用変圧器100KVA 1台</p> <p>ウ 電灯用変圧器50KVA 1台</p> <p>エ 高圧コンデンサー30Kvar 1台</p> <p>(6) 負荷設備（分電盤－制御盤）</p> <p>ア 分電盤15面</p> <p>イ 制御盤1面</p> <p>(7) 園内灯設備</p> <p>ア 園内灯（200W）26基</p> <p>イ 分電盤1面</p> <p>ウ 球交換</p> <p>(8) 空調設備（管理事務所）</p> <p>事務所：天井カセット サンヨーSPW-CHJ63U</p> <p>室外：マルチエアコンサンヨーSPW-CHJ224U</p> <p>(9) 放送設備</p> <p>ア アンプ、タイマー、オーディオレコーダー他</p> <p>イ スピーカー3台</p> <p>(10) 井戸設備（揚水ポンプ不使用）</p> <p>(11) 池循環ポンプ</p> <p>2 児童遊園地</p> <p>(1) 児童遊園地の園内灯設備</p> <p>ア 100W 14基</p> <p>イ 200W 50基</p> <p>ウ 分電盤5面</p> <p>(2) 児童遊園地の放送設備</p> <p>ア アンプ、タイマー、オーディオレコーダー他</p> <p>イ スピーカー2台</p>
--	--

## 2 こども植物園の電気・機械設備の点検・修理項目

管理項目		対象	内容	回数
点検	高圧受電設備	電気室及びキューピクル	定期点検	1回/年（法定点検）
			巡視点検	1回/月（法定点検）
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検	1回/年（法定点検） 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	照明設備	建物内	巡視点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	1回/年

				外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	空調設備	管理棟	定期点検	4回/年(法定点検)
	放送設備	アンプ・スピーカー	定期点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
修理	園内灯	園内灯	ランプ交換	点検時・随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換すること
	修繕	各々設備	部品交換等	随時
測定	井戸設備	ポンプ不使用		
点検	池水中ポンプ		定期点検	年1回

### 3 児童遊園地の電気・機械設備の点検・修理項目

管理項目		対象	内容	回数
点検	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	放設備	アンプ・スピーカー	定期点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	時計設備	公園時計	定期点検	1回/年 外観点検・動作確認等
修理	園内灯設備	園内灯	ランプ交換	点検時・随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換すること
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

### 4 特記事項

#### (1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

水準書は、維持管理の最低限必要な事項を記したもので、ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではのより良い管理運営を実現してください。

#### (2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、環境活動支援センターと事前協議を行った事業計画書及び事業報告書をPD

F化し、環境活動支援センターに提出してください。環境活動支援センターのホームページにて公表します。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を環境活動支援センターに報告してください。報告時期については、環境活動支援センターから通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとし、そのため環境活動支援センターへの許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。また、指定管理区域外のため、その管理運営は指定管理料に算入せず、独立採算をもって実施してください。

なお、管理運営については、駐車場の利用料金を含め、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、環境活動支援センターの指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮するとともに、都市緑化植物園及び博物館類似施設としての特性を踏まえ、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する施設長1名及び副施設長を必ず常駐配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。また、指定管理業務に関係のない人員配置は認めません。

(6) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は環境活動支援センターから承認を受けるのみで実施可能です。

(7) 月報や四半期報の提出期限については、翌月30日までとします。必ず提出期限内に提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(8) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず環境活動支援センターと実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(9) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には別途環境活動支援センターと協議をして、提出日を定めてください。

(10) こども植物園専管事項

ア こども植物園は博物館類似施設として、こども植物園の設置目的を踏まえた植物園運営業務を行ってください。

その設置目的は、植物をテーマにして、次世代を担うこどものために、標本（生体を含む）の収集、展示、保存を行い、調査研究、教育普及、学習支援等の博物館の使命の実現を目指すことを指しています。

イ 本市みどりアップ計画やガーデンシティ横浜などの取組を推進するために、園内の植物や自然等を活用し、魅力増進に資する運営を行ってください。

ウ 都市緑化の推進に向けて、見本園等における植物展示、緑の相談業務及び環境教育を指定管理業務として行ってください。

エ こども植物園の開園日に「緑の相談所」の管理運営を指定管理者は行ってください。時間は横浜市公園条例施行規則に定める予定です。また、必ず相談員を常駐させて、随時相談を受ける体制を整えてください。（相談はどのようなかたちでも受けられるようにしてください）

オ 全世代を対象とした都市緑化推進に向けた環境教育を実施してください。

- カ 学校による校外学習については、積極的に受け入れてください。
- キ 植物展示に係る提案をしてください。(課題等(様式 24 記載事項)に記載してください。)
- ク 研修室、展示室は、利用者が快適に使えるよう、また、より多くの市民の利用に供することができるよう、清潔で不備のない状態を保ち、その予約や受付も業務として実施してください。
- ケ 研修室、展示室の運用にあたって、横浜市の主催事業及び共催、後援事業による優先利用があります。優先利用は、利用月の6か月前の1日、また、一般利用は利用月の3か月前の1日から受け付けてください。
- コ 植物標本(生体を除く)  
こども植物園内の標本館には、「宮代コレクション植物標本目録」(2001 横浜市緑政局)に示す約10万点と、「久内清孝コレクション」約2,800点の植物標本を保管しています。標本館と植物標本について、維持管理作業を行い、常に良好な状態を保ってください。  
植物標本の閲覧、展示、廃棄、譲渡及び貸し出し、並びに、新たな標本の取得にあたっては、本市財産に係ることから環境活動支援センターと協議をしてください。なお、新規標本の帰属についても協議して、その保管方法、保管場所も定めてください。  
また、標本を良好に保存するため、年に1回以上、植物標本の薫蒸を行ってください。
- サ 分譲等により展示植物を新たに取得する場合、並びに他植物園に対し、植物を分譲する場合は、環境活動支援センターと協議を実施してください。なお、植物の帰属についても協議してください。
- シ 花苗、各種樹木等を新たに植栽する場合(接木含む)は、環境活動支援センターと協議を実施してください。修景のための花苗を植える場合は自主事業としますので、必ず協議をしてください。
- ス 図書の管理方法と有効活用方法を提案してください。(課題等(様式 24 記載事項)に記載してください。)
- セ くだもの園、梅園及び竹林等の副産物の利活用は、環境活動支援センターと協議を実施してください。また、盗難が相次いでいますので、その抑止策を必ず実施してください。
- ソ 博物館類似施設であるため、学芸員資格取得のための研修を実施することができます。そのため、研修生の受入れる場合には環境活動支援センターに報告し、詳細を説明してください。別途研修生受入要綱を定めてください。
- タ 都市緑化植物園(昭和50年9月26日建設省都市局長通達)であり、全国の植物園との情報交換のため、連絡会議(例年、年1回開催)に出席し、積極的に情報交換を行ってください。また、神奈川県博物館協会(例年、年5回程度会議が開催される)、(公益社団法人)日本植物園協会(例年、年1回会議が開催される)に加入しており、これらの団体との交流を積極的に行ってください。その費用一切は指定管理業務としますので、応募団体の提案額に算入してください。
- チ 植物園の見本園の管理は、維持管理基本水準書の区域ごとに定めた管理基準に基づき、展示植物を良好に生育させるよう努めてください。また、落葉時期は、舗装園路や施設周辺を中心に、日常的に箒等による清掃を行うとともに植込み地等の除草を随時行い、安全で快適な博物館類似施設を維持してください。特に、こども植物園の野草園、薬草園、研修ほ場の除草は、根の除去まで行ってください。
- ツ 草地管理について、均一に刈り払い、ツル性雑草は除去し、花壇・プランター等については、地拵えや球根、種、苗の植付け、灌水、花がら摘み、施肥、病虫害防除と予防及び除草等を適宜行ってください。
- テ 低木及び高木について、見本園としての特性を考慮し、せん定の必要性や樹種特性に応じて、もっとも適切な時期と方法で行ってください。また、環境活動支援センターから低木及び高木の維持管理について、指示があった場合、必ず従ってください。

- ト 自然観察林については、横浜市森づくりガイドラインを参照して良好な維持管理を行ってください。
- ナ くだもの園のカキやブドウ、梅園の梅等は、定期的にせん定、整枝等を行ってください。
- ニ バラ園、くだもの園等の薬剤散布実施にあたっては、原則休園日等開園時間外に実施することとし、作業前日までに、公園近隣の住民に連絡してください。
- ヌ 樹木の伐採にあたっては、立ち枯れ等施設利用者の安全確保上やむをえない場合を除き、環境活動支援センターと協議を実施してください。
- ネ 栽培植物の育成管理について、季節ごとに、花などを楽しむことのできる各種栽培植物を育成し、ほ場では、絶滅危惧種等保護が必要な植物品種の種の保存のや、植物園の収集品種の維持育成等のための栽培育成を行い、その広報も忘れずに実施してください。
- ノ 管理棟、展示研修館及び標本館については、施設点検マニュアル（建築局）により施設管理者点検を実施し、その結果を毎年9月末までに環境活動支援センターに報告してください。
- ハ 植物、特に生体標本として、栽培育成、及び展示を行っている植物については、栽培作業録を作成し、記録を保存してください。作業録の取扱や保存方法は環境活動支援センターとの協議とします。
- ヒ 環境活動支援センターが作成予定の「植物目録」について、完成後に毎年の更新を指定管理業務として実施してください。そして、更新にあたっては、更新手法及び日常の教育普及等への利活用について、環境活動支援センターと協議を実施してください。
- フ 現指定管理者はこども植物園の年間行事等予定表を年1回以上、及びこども植物園だよりを年4回発行していますが、この水準を維持するとともに、発行に当たっては企画内容の事前協議を環境活動支援センターと実施してください。

#### (11) 児童遊園地専管事項

- ア 児童遊園地は、自然に親しみ健やかな体づくりができる公園です。その特徴を踏まえ、本市みどりアップ計画やガーデンシティ横浜などの取組を推進するために、園内の植物や自然等を活用し、魅力増進に資する運営を行ってください。
- イ 樹木のせん定・刈込みは適宜行い、樹木の伐採は環境活動支援センターと協議を実施してください。
- ウ 既存林については、横浜市森づくりガイドラインを参照して良好な維持管理を行ってください。
- エ 病虫害の発生状況の点検及び初期防除に留意してください。やむを得ず薬剤を散布する場合は農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、使用量を最小限に留め、周囲への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮してください。
- オ 竹林では、間伐、除草、清掃及び竹垣作り等を行っており、また、花壇では、除草、清掃及び植え付け等を市民協働で実施しています。市民協働については、年度の事業計画書への関連事項の記載をするとともに、環境活動支援センターと事前協議を行ってください。
- カ 遊具は、横浜市公園施設点検マニュアルに基づき日常的に目視、触診、打診等の点検を行うとともに、定期的に総合的な保守点検を行うこと。
- キ 落葉時期は、舗装園路や施設周辺を中心に、日常的に清掃を行い、ブロアーの使用も可とします。
- ク 環境活動支援センター内にあります交流スペースについては、指定管理区域外ですので、提案書に提案をすることも経費を計上することもできません。
- ケ くだもの園、梅園及び竹林等の副産物の盗難が相次いでいますので、その抑止策を必ず実施してください。
- コ 児童遊園地小広場およびサクラ林脇の花畑における、水道及び下水道については、環境活動支

援センターから分岐をした管により給排水をされていることから、それぞれの使用にかかる水道料金と下水道料金を環境活動支援センターにお支払いください。なお、支払い方法や料金については、環境活動支援センターの指示に従ってください。

(12) こども植物園・児童遊園地共通事項

ア 管理棟や来園者が利用する建物については、ごみやほこり、汚れ等が無く、消耗品も欠落しないように常に施設を清浄かつ正常に維持してください。また、トイレについても日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃を行ってください。

イ 機材の使用後は洗浄清掃を行うとともに定期的に注油、オイル交換等のメンテナンス整備を行ってください。また、プロパンガス、燃料等の使用状況を常に把握し、適正に管理補充してください。

ウ 池・流れなどの水施設については、適宜点検を行うとともに、必要に応じて堆積土砂の除去等の清掃を行い、排水機能を確保してください。梅雨や台風等多雨期には特に留意をお願いいたします。

エ 児童遊園地の池は、蓮等の植物の管理を適宜行うとともに、必要に応じて土砂や落ち葉その他水面浮遊物の除去を行い、外来生物が侵入した際にはすみやかに駆除を実施してください。

オ こども植物園の池には、水辺に関わる植物を展示してください。また、池は適宜点検を行い、必要に応じて堆積土砂や落葉除去等の清掃を行ってください。

カ 栽培や育成に関する知見や技術の最新情報についても研究し、植物の展示や育成、繁殖、更新等の維持管理に生かしてください。(再掲)

キ 樹木等を伐採又は植栽をした場合やその他現状変更を実施した場合には、図面等関係資料もあわせて修正し、環境活動センターへ報告及び年度報告書への記載をしてください。

(13) 高圧受変電設備について

指定管理者が、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安の監督を行います。

(14) 設置許可施設について

指定管理者となった団体に設置管理許可制度に基づき1年ごとに許可を与え、環境活動支援センターが示した許可条件の範囲内で管理運営を実施していただく予定ですが、指定管理期間中に横浜市が他の用途に使用する場合があります、その場合は許可の取り消しや許可の更新をしない場合がありますので、ご了承ください。

また、指定管理区域外のため、その管理運営は指定管理料に算入せず、独立採算をもって実施してください。

(15) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。

(16) 消防設備の管理について

指定管理者の従事者の中から防火管理者を選任し、消防計画を所管消防署に提出してください。また、消防設備の配置状況を把握し、日常点検及び必要な法定点検を実施してください。消防署の査察等がある時は、立ち合いの上、指摘事項があれば必要な是正措置を講じてください。

## 5 課題等(様式24記載事項)

(1) こども植物園の魅力向上し、来園者を増やす取組について、児童遊園地の一体活用及び広報活動等のプロモーションを含めて応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

(2) 緑の相談所業務のよりよい管理運営方法について、利用者の視点から考え、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

(3) 博物館類似施設としてのこども植物園の設置目的を踏まえた植物展示方法及び博物館類似施設の

使命となる研修会や展示会、イベントについて、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

(4) 所蔵する図書や標本の利活用、こども植物園内の研修室も利用促進も視野に入れた、児童遊園地と一体とした魅力向上の取組について、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

(5) こども植物園にある著名な樹木の維持管理、児童遊園地との樹林地の一体的な管理について、児童遊園地の樹林地のタイワンリスによる食害に対応する維持管理、利用者への周知を含めて、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

(6) 管理運営においてボランティアとの協働での管理運営をする場合、その内容、環境活動支援センターとの連携及び、期待される効果について、創意工夫に基づく提案をしてください。

(7) 暑さ対策について

昨年は全国的に厳しい暑さが続き、気象庁においても「命の危険がある暑さであり、災害と認識している」と発表するなど、記録的な猛暑となりました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

(8) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。